

教員派閥研究における記念碑的労作

―「学閥」研究会の成果の検討―

三 輪 定 宣

(千葉大学教授)

はじめに

にいがた県民教育研究所「学閥」研究会の「新潟県教育会における『学閥』問題」シリーズが、『にいがたの教育情報』第九号(一九八六年春季号)に掲載されていらい六年が経過し、最近の同誌第三〇号(一九九二年一月号)でようやく完結した。これまで連載回数二〇回、総頁二九一頁(四〇〇字用紙八七〇枚)のぼる大作である。

教員社会のインフォーマル組織、とりわけ、さまざまなかたちで存在する「派閥」の実態や機能の究明は、

教育行政研究にとって興味のあるテーマの一つである。この共同研究は、地域内発的な長期間の継続研究であり、その質・量に照らし、教員派閥研究に新たな地平を切り開いた記念碑的労作といえよう。以下、教育行政学専攻の立場から、当研究の方法的特徴や内容の成果について検討し、教員派閥研究の視点の整理に資することとしたい。

I 連載論文「新潟県教育界における『学閥』問題」の概要

はじめに、連載論文「新潟県教育界における『学閥』

問題」の主題である「学閥」「派閥」について要約しておこう。

新潟県教育界の「学閥」「派閥」の種類は七つに分類されている。

①「ときわ会」 最大派閥。前身は旧新潟師範学校（新潟市）の同窓会（師範閥）。戦後、新潟大学教育学部出身者を母体に他大学出身者を含めて組織され会員数約三九〇〇名、女子の加入を認めない。管理職ポスト占有率（シェア）は小学校四七％、中学校四〇％。

②「公孫会」 第二派閥。前身は旧高田師範学校（上越市高田）の同窓会。戦後、新潟大学教育学部高田分校出身者を母体に他大学出身者を含め組織され会員数約三四〇〇名、女子の加入を認める。管理職ポスト占有率は小学校四一％、中学校三五％。

③「新陽会」 戦後、ときわ会、公孫会に対抗して組織された派閥。新潟大学教育学部以外の大学の出身者で構成され、会員数約一一〇〇名、中学校教員が約九割、女性の加入を認める。管理職ポスト占有率は小・中学校平均五％、小学校少なく、中学校に集中し一七％。

④「検友会」 前身は戦前の教員検定試験合格者の組織。戦後、短大出身者、通信教育課程修了者などを中心に組織され会員数約五〇〇名。管理職ポスト占有率

は小・中学校平均六％、小学校のへき地小規模校が多く八％。

⑤「青苗会」 新潟県農業補習学校教員養成所、同青年学校教員養成所、女子青年学校教員養成所、新潟青年師範学校の出身者で組織され、それ以外の会員を認めず、現役会員数は五〇〇名（一九七六年度）、二〇〇名（一九八五年度）と減少し、一九九一年三月に現役会員は消滅。

⑥「新潟大学教育学部同窓会」 「ときわ会」「公孫会」に批判的なグループとして一九五六年に出発し、現在は「ときわ会」内の新潟大学教育学部出身者が執行部を占めている。会員数約二六〇〇名。

この研究は、これらの教員派閥の公教育支配の構造を、各年度の人事の実態に即して実証的に分析、批判することを主眼とし、あわせてその歴史的・政策的背景などを考察している。シリーズ全体の詳しい目次は、『教育情報』第三〇号に一括収録されているので参照されたい。

II 当研究における教員派閥研究の方法

教員派閥研究というユニークな研究には、それに照応した接近方法が必要となる。ここでは当研究にみら

れる次のような方法に注目したい。

第一は、教員派閥という研究テーマ自体のユニークさである。

新潟県の特事情の反映とはいえ、「学閥」＝「派閥」問題の研究課題化は、今日の教育問題に対する新鮮かつ鋭い切り口である。この分野では、「学歴」や文字通りの「学閥」の研究などを中心に若干の先行研究があるが、教育行政学の立場からの本格的な研究は今後の課題であり、「教育行政の社会学」的研究（宗像誠也『教育行政学序説』有斐閣）の恰好の対象である。

当研究は「学閥」研究と銘打っているが、「学閥」の呼称はシリーズ第一回に限られ、第二回以後はもっぱら「派閥」の用語が使われている。すなわち、研究対象は「学閥」を含む教育界・教員社会の「派閥」研究であり、しかも、派閥内部に限定せず、新潟県の実行政、公教育の支配という派閥の外部的影響を重視し、派閥を内と外から統一的・構造的に分析している。

第二は、教育の地域的研究という問題意識である。

教員派閥という問題の「発見」は、当研究所の地域教育課題への強い志向の所産であろう。教育界における学閥・派閥は、どの地域にも存在するが、「学閥王国」新潟県ではその活動が極端に肥大化し、「学閥」問題＝新潟県の中核的教育問題といえるほど地域的特

殊性をもっている。

第三は、実証的・数量的アプローチの有効性である。教員派閥という一見とらえどころのない漠然たる問題が、毎年度の教員人事に即し統計的・数量的に克明に分析されており、豊富な図表を含め、派閥の実態が客観的・説得的に実証され、方法の有効性が示されている。基礎的データの収集・分析には相当の労力が費やされたことであろう。

第四は、数年にわたる継続的研究の重要性である。派閥支配の実態が、数年度にわたる教員人事（昇任や異動）について継続して分析され、単年度研究では期待できない説得的データが蓄積されている。

第五は、一貫した批判的観点・考察である。

派閥現象がその弁護・正当化の立場ではなく、公教育に対する利権的支配、「不当な支配」（教育基本法第一〇条）などの問題意識のもとに批判的に冷徹に観察・考察され、鋭く病弊をえぐっている。

第六は、教育行政的・教育政策的分析視点の貫徹である。

派閥問題が、その内部のしくみや動態だけでなく、県の教員行政、国の教育政策の推進・受容との関連で、教育行政的・教育政策的視点から総合的に考察されている。

第七は、教育史的考察である。

教員派閥は歴史的産物であり、戦前の「師範閥」をルーツとし、戦後、教育界内外の情勢の変化を反映し複雑な変遷を経て今日に至っている。その動態、特徴、本質などが歴史的に考察され、派閥問題の解明が深められている。

Ⅲ 派閥による公教育支配の構造分析—当研究の諸成果—

教員の「学閥」「派閥」は、法的根拠のない非公式（インフォーマル）な組織であるが、実態的・実質的には、公的（フォーマル）な教員人事、公教育全般を隠然と支配している。当研究が分析する主要な事実、事例に注目してみよう。

1、「派閥」による管理職等主要ポストの独占・指定席化

新潟県教育界の主要ポストはほとんど「派閥」、しかも「二大派閥（「ときわ会」、「公孫会」）に独占・指定席化され、とくに管理職は学校別・ポスト別に指定席化されている。

(1) 管理職（校長、教頭）の独占

管理職ポストは派閥が完全に独占し、派閥間の「縄張り」は学校単位にまで徹底し、『極限・平衡状態』にある（一八号—八七頁）。『新潟県下の小・中学校総数は約千校であり、したがって校長・教頭のポストは一年につき約二〇〇〇である。十年間では約二〇〇〇〇ポストとなるが、しかし無派閥の管理職は一人もいない』（三三—三五頁）。

例えば、一九八九年度春の異動では、管理職の交替した小・中学校のポスト六一五はすべて派閥の独占であり、また、ほとんどその指定席であった（二二—七六頁）。一九八八年春の新任校長三一九名のうち二九五名（九三％）は前任校長と同じ「派閥」に属している（一八号—八四頁）。

(2) 教育行政職の独占

派閥が占有する教育行政職の種類は、新潟県教育庁、各教育事務所、県立教育施設（教育センター、青少年研修センター、少年自然の家、美術博物館）および市町村教育委員会の教育長・所長・館長・課長・参事・副参事・係長・主任・主査・主事、専門委員、管理主事・指導主事・社会教育主事にわたる。例えば—

① 県教育庁・教育事務所・県立教育施設の管理的ポストのほとんどは、一九八—一九〇年度の一〇年間、二大派閥を中心に派閥によって独占・指定席化されて

いる（二七号―八六―九八頁）。

新潟県教育庁には「ときわ会」の「県庁支部」があり、その五四名の会員名簿によれば、主要な役職がその「指定席」となっている（一八号―九二頁）

②県下一二市町村（二〇市五六町三六村）の三分の一の教育長、二〇市のうち一三市の教育長（一〇市は「ときわ会教育長」、多くの市町村の学校教育課長、ほとんどの市町村の管理主事・指導主事、派遣社会教育主事、理科センター専任所員のポストは派閥の指定席である（二八号―八二―九三頁）。

(3) 国立大学付属学校教員ポストの独占

一九八〇―八九年度の一〇年間の場合、新潟大学教育学部付属新潟小学校・中学校、付属長岡小学校の教員ポストはほとんど「ときわ会」に、また、上越教育大学付属小学校・中学校の全教員ポストは「公孫会」に、それぞれ独占・指定席化されている。また新潟大学教育学部附属長岡中学校では教科ごとに「ときわ会」と「公孫会」の指定席が定められている（二四号―六六―七四頁）。

(4) 教職員組合役員ポストの独占

派閥やその連合は組合内に派閥グループ「同志会」を組織し、その了解・調整で組合役員が決まり、その経験者には管理職ポストが約束される。「一九八一年

三月から一九八九年三月の間に新教組（註：新潟県教職員組合）四役の役職を終えた「派閥」会員は第八表に示すように全員が管理職になった」（二九号―九〇―九二頁）。論文は第八表に九年間の四役（委員長、副委員長、書記長、書記次長）の任期終了後の管理職遍歴状況を一覽表にまとめている。「もうすぐ管理職になれる」というのが彼らの組合活動の「エネルギー」である」とも批判している。

(5) 校長会、教育研究会、体育連盟の会長・副会長の独占

県下の小・中学校の校長会、教育研究会、体育連盟の会長・副会長のポストは、一九八三―八九年度の一覽表によれば、すべて派閥に独占されている。県下の「研究指定校」は教育研究会が決め、運動クラブは体育連盟が統括するなど、これらの組織の教育現場に与える影響は大きく、その派閥運営の弊害は避けられない（一九号―八二―八四頁）。

2、派閥人事の集合、代行としての管理職・教育行政職人事

新潟県の管理職等人事は派閥人事の集合、代行であり、教育委員会の任命は形式にすぎない。例えば、派閥指定席ポストを序列に従って玉突き異動する単位

〔玉突きユニット〕が派閥ごとに複数形成され、それぞれの頂点のポストが退職者のため空席になると、それに連動して派閥が一連の玉突き人事を決め、教育委員会はそれを追認する。

一九九一年春の人事異動の場合、「新陽会」には十一の「玉突きユニット」(図表に表示)があり(二九号一七九〜八〇頁)、例えば、「ユニット1」は「退職↑新潟市立A中学校長↑長岡市立B中学校長↑県教委義務教育課管理主事↑県教委下越教育事務所管理主事↑新潟市立C中学校長↑豊栄市立D中学校長↑十日町市立E中学校教頭↑新潟市立F中学校教頭↑長岡市立G中学校教頭」のコースの玉突き人事である。

「県教委の人事は完全に『派閥』というインフォーマル組織の支配下にある」(一九八〜九〇年の義務教育課の「派閥」支配の状況の図表化)(二七号一八六頁)。

「公孫会」支部の「校長・教頭異動案審議資料」が県教育庁・各教育事務所に「『配置』された『公孫会』のエージェントに送付される」。しかも「公的な資料」として(一五号一八一頁)。

3、転任人事をめぐる派閥の介入

「派閥に入れば新潟市に転入できるといわれ」る

(二二号一九一頁)。世帯形成期の若い教員は県庁所在地の新潟市や上越市への転入希望が多いが、そこに派閥が介入し、派閥優先の転任人事となる。また、そのような目前の利益誘導により新任教員の派閥勧誘が執拗に行われる。

一九八八年春の新潟市への転入者は二一名、その六三％は二八〜三二歳の若い教員であり、そのうち男子教員三六名のほとんどは派閥会員であった。上越市への転入者にはそれ以上に派閥会員が多い(一八号一八七頁)。

4、教員採用への影響

「『派閥』への加入がしばしば教員採用にあたっての『コネ就職』と結びついている」「『派閥』は『コネ就職』の温床」(一六号一九五頁)「コネ採用の一方で『悪魔の告げ口』による超手続的な不採用も『派閥の黒幕』によって行われている」(一四号一八三頁)。

5、女性教員の差別

「現在『女教員会』の校長ポストは一三席、教頭ポストは九席、いずれも派閥からの「借用物」、その「胸先三寸にかかっている」(二二号一八二頁)「女性校長…三〇年間でたったの四名しか増加していない」

(二九号—八九頁)。

6、校務分掌の支配

『教務主任』は……校長、教頭につづく『第三席』としての『身分職階的』な位置」となり、「B中学校、C小学校、D小学校とも『教務主任』『研究主任』は他の主任、主事と異なり、全員派閥教員が占めている」(二六号—八八頁)。

7、主要ポスト争奪のための「派閥競争」「閥内競争」

教育界の主要ポスト争奪のために派閥間や派閥内で激しい競争が行われる。

「学校の統廃合や新設は『派閥』の縄張りがほとんど確定している現在、新たなポストをめぐる『派閥』間の熾烈な利権争いの下場となる。」例えば、一九八九年春の新潟小学校と大畑小学校の統合の際の「ときわ会」「公孫会」の争奪戦(二二号—八三頁)。

「公孫会」の一九八九年春の新任教頭六七名の経歴一覧(経歴分析)では、教頭昇任には、新潟大学教育学部卒業の学閥、指導主事・管理主事、付属学校・海外日本人学校、教職員組合支部役員、文部省中央研修・海外派遣研修・大学院現職研修、派閥の青年部・「年度会」役員等の「閥務」、などの経験者が有利となっ

ている(同八五—八六頁)。

「閥内競争」では「派閥『有力者』が『生殺与奪』の権を握っている」(一五号—八〇頁)。

8、派閥の運営

- ①勤務地別・卒業年次別活動
- ②高額の会費、その他の出費
- ③活発な年間活動

「公孫会柿崎支部」の一九八一年度の場合、年間の「公的」会合三三回(支部長会、支部幹事会・理事会・評議員会・総会、年齢別総会、講演会、研修会、研修合宿、研修反省慰労会、管理主事との異動懇談会・面接・連絡、連絡委員会、教頭面接練習、その他)(一九号—八七頁)。

(例)新潟市M小学校の校内「公孫会」の場合、土曜日午後ごとに校長自宅で会合(同八四頁)。

④盛んな管理職受験対策

管理職受験研修・指導が、正規の試験にかかわった派閥の先輩により、過去の出題問題を資料に、講義、面接、添削、作文指導等の形態で組織的に行われる(一五号—七八頁)。

⑤熱心な勧誘

(例)新潟市M小学校「公孫会」の一人の女性教員

に対する年間勧誘回数は、教頭四〇回、校長ほか会員三〇回、計七〇回（一九号一八四頁）。

⑥私生活・プライベートへの干渉

（例）個人調査の提出指示。「ときわ会西蒲燕連合会」の場合、「記入欄」には本籍、学生時代の所属クラブ、血・姻族中の教職関係者、教組支部・本部役職歴などが含まれる（一九号一八八・八九頁）。

9、派閥の性格

派閥の性格がさまざまに表現されている。例えば、「多重人格」―「公教育を支配する『インフォーマル組織』」「反民主主義的利権集団」「『統制』と『競争』と『かばい合い』の機構」「『国策的』教育追従・推進団体」「反共右翼的・反勤労者の政治集団」（一八号一九九頁）。「現代の五人組」（二二号一八七頁）『封建社会』の『遺物』（二七号一八〇頁）「新潟県教育界の恥部」（二二号一七九頁）「陰の教育委員会」（二二号一八六頁）「利権にたかるハイエナ」（二二号一七七頁）「ヤミ権力」（二九号一七七頁）「影武者」（二八号一九三頁）「話題『タブー』の…『秘密結社の教育団体』：『秘密警察的教育団体』（二四号一八三頁）「管理職ポストの利権支配」のための「利権集団」、派閥外教師を「公職の上で徹底的に差別」、派閥内教師の

「忠誠競争」による「奴隸根性の醸成」、「ピエロのような『派閥』教師に教えられる明日をになう子どもこそが被害をこうむっている」（二九号一七〇頁）。

10、派閥の教育観・労働観

教育課程編成の基本方針として憲法・教育基本法を回答した校長ゼロ（新潟・長岡・上越各市の小中学校校長一八四人「回収率七十一％」に対する新潟大学熊谷一乘氏の調査）、「減私奉公」の労働観（二七号一七一頁）。

以上は、当研究が指摘する主要な事実、愕然たる事実である。それらによれば、新潟県教育は派閥に深く侵蝕され、自滅・倒壊の危機に瀕しているといっても過言でない。

III 教員人事の基本原則と派閥問題解決の緊急性

一般に、教員社会を含め組織社会に大かれ少なかれ派閥の形成は不可避であろうし、構成員の心理的安定、組織の個性の維持、仲間どうしの率直な忠告や相互扶助など、組織の円滑な運営に役立つ場合もある。

しかし、派閥は、概して閉鎖的、排他的、打算的、非合理的、前近代的、封建的、温情的、などの通弊を

もち、その活動が限度を越えれば当然に組織の機能を損なうことになる。

近代的な組織原理は、平等、公正、民主主義、実力主義、効率主義などであり、現行公務員法制の基調でもある。例えば、憲法は「法の下平等」(第十四条)を定め、地方公務員法は「この法律が(中略)地方団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障」し(第一条)、「職員の任用は(中略)能力の実証」(第十五条)に基づくべきことを規定している。派閥の弊害は、とくに人事における身内びいきや情実縁故など、その不公正・非民主性、差別・偏向、非能率、情性・停滞、欲求不満などをもち、これらの趣旨の実現を妨げることは自明である。

とりわけ、教育行政の場合、教育が「不当な支配」に服さず、国民に直接責任を負うこと(教育基本法第一〇条)、教員は「全体の奉仕者」としての使命を自覚し、職責を遂行し、そのために教員の身分保障・待遇適正を期すること、などが原理とされている(同第六条)。教育公務員特例法も「教育を通じて国民全体に奉仕すること」(第一条)を教育公務員の任務としている。

要するに、これらの基本原理は、教員人事や学校の派閥支配を否定しており、教育行政が、父母・国民全

体に直接責任を負って、公正・民主的に行われるべきことを明示しているのである。

すでにみたように、当研究は新潟県教育界の学閥・派閥支配の極限的状况を多面的に立証している。指摘された事実はいずれも深刻かつ衝撃的であり、もはやタブー視されたり、黙認・黙殺されるべき事態ではなく、その改革、改善は急を要するといえよう。批判に曝された派閥当事者や教育委員会は意見を述べる責任があり、派閥の被害者である派閥外教職員や父母・県民らも、この問題を見過ごさず、解決のために立ち上がるのが期待される。新潟県教育界の良心、自浄能力、復元力が問われているのである。

研究所も問題提起にとどめず、証言や事実の収集・分析の継続、反証・反論の許容・保障、新潟県の派閥肥大化の特殊事情の解明、派閥改革・解消の具体的・現実的プログラムの提示など、派閥問題解決のために着実な研究活動がひきつづき望まれる。

(みわ さだのぶ)